

## 被保険者資格証明書の提示を受けた場合の事務処理

- 1 被保険者資格証明書を提示して療養を受けた場合は、国民健康保険法第36条の規定による「療養の給付」の対象にならないため、費用の全額を窓口で徴収してください。  
この場合は、市町村から被保険者に「特別療養費」が支給されることになります。
- 2 「特別療養費届書」は、国民健康保険法施行規則第27条の6第1項の規定に開わらず山形県国民健康保険団体連合会に提出してください。
- 3 この際の届書様式は、国民健康保険診療（調剤）報酬請求総括票及び診療報酬明細書又は調剤報酬明細書（以下「レセプト」という。）を使用し、その上部余白に「特別療養費」と朱書きし、提出件数を明記のうえ、他のレセプトと区別して翌月の10日までに送付してください。
- 4 処方せんを発行する場合は、処方せん上部余白に「特別療養費」と朱書きしてください。
- 5 審査結果は、療養のあった月の翌々月の末日までに山形県国民健康保険団体連合会から通知されます。
- 6 特別療養費の領収書につきましては、特別療養費につき算定した費用の額及びその他の費用の額並びに当該療養に食事療養が含まれるときは当該食事療養に係る標準負担額を、それぞれ区分して記載したものをお願いいたします。
- 7 保険薬局等は、4により医師が発行した処方せんにより特別療養費に係る調剤を判別し、上記の取扱いをお願いいたします。
- 8 女乳、マル母及びマル身のいわゆる福祉医療該当者が被保険者資格証明書の交付を受けた場合も、療養に要した費用の全額を窓口で徴収し、福祉医療用のレセプトではなく、一般用のレセプトで上記2、3により取り扱ってください。  
この場合は、特別療養費の支給と併せて福祉医療に係る経費が市町村から該当者に支給されることになります。

### 被保険者資格証明書の様式（色は黄緑色）

(裏面)		(表面)	
注意事項		国民健康保険被保険者資格証明書	
1 この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。 2 保健医療機関等について診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で提示してください。 3 添附している保険料(税)を納付したときは、一張保険者証を交付します。 4 災害等の特別な事情が生じたときは、身体障害者福祉法の更生医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出してください。 5 被保険者の貢献がなくなったときは、直ちに、この証を市町村(組合)に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を記入してください。 6 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を換えて市町村(組合)にその旨を届け出してください。 7 有効期限を超過したときは、この証を使用することはできませんから、速やかに、市町村(組合)に提出して、換紙又は更新を受けてください。		交付年月日 年 月 日 支付 保険 料額 年 月 日まで	
記号	貢一	番号	
組合 被保険者 登録 登録 登録 登録	住 所		
	氏 名	男 女	
	氏 名	男 女	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日		
貢金種別	1.一般被保険者 2.選択被保険者 3.被扶養者		
保険者番号並 びに保険者の 名称及び印	□ □ □ □ □ □		